

更別村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5年 3月 8日
更別村農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、農業委員が担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくよう、更別村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	11,500 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	11,500 ha	0 ha	0 %

※「管内の農地面積」は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積である。

【目標設定の考え方】

本村の遊休農地面積は現在なく、目標期間中においてこの状況を維持する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農業委員による日常活動や農地パトロール等により、農地所有者の状況や農地の現状把握を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	11,500 ha	11,898 ha	103.5 %
3年後の目標 (令和8年3月)	11,500 ha	11,898 ha	103.5 %

【目標設定の考え方】

現状で、集積率に用いる数値である「耕地及び作付面積統計」における耕地面積及び「担い手農地利用実態調査」における集積面積で求めた比率が100%を超えていることから、目標値は現状維持とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員会は、関係機関と連携し、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ各種制度を活用したマッチングを行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年3月)	2 経営体 (4.5 ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	1 経営体 (44.9 ha)

【目標設定の考え方】

原則として、更別村農業担い手育成センターによる農業研修事業終了予定者とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

村関係機関で組織する更別村農業担い手育成センターによって、研修生の受け入れ・サポート、農用地の確保、就農後のフォロー等を行い、新規就農者の育成等の対応を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

更別村において「地域計画」を策定した時には、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力